

下記の事項をご確認ください。

- あっせんの開始が決定した場合、被申請人へあっせん開始通知書を送付することとしています。
- あっせん開始通知書に添付する資料つきまして、下記事項をご確認いただき、該当するいずれかのチェック欄に✓印を記載いただくとともに、あなたの氏名を記載していただくようお願いいたします。

① あっせん申請書等の写しの送付は可

- ☐ あっせん申請書の写しの送付は可
 - ☐ あっせん申請書の中に「別紙」と記載がある場合、被申請人に別紙の写しの送付は可（別紙 枚）
- ☐ あっせん申請書に加え、以下の書類（添付書類）の写しの送付は可（ ）

② あっせん申請書等の写しの送付は不可

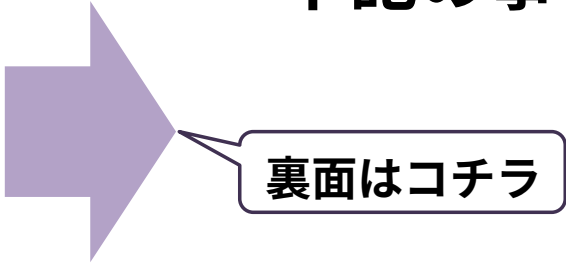
- ☐ あっせん申請書等の写しの送付は不可
 - ※ ただし、被申請人に送付するあっせん開始通知書に、「あなたの氏名」や「あっせん申請の概要」を記載することとなります。

あっせん申請書等の写しの一部にマスキングを行った上で送付を希望される方は裏面へ

年 月 日
氏名



下記の事項をご確認ください。



裏面はコチラ

③ あっせん申請書等の一部をマスキングした上で写しの送付は可

- ☐ 以下の箇所をマスキングの上であっせん申請書の写しの送付は可
＜マスキングを希望される情報に✓印を記載してください。＞
 - ☐ 住所 ☐ 電話番号
 - ☐ あっせんを求める事項及びその理由の一部
(具体的な箇所：)
 - ☐ 紛争の経緯
(一部の場合には具体的な箇所：)
 - ☐ その他参考となる事項
(一部の場合には具体的な箇所：)
- ☐ あっせん申請書の中に「別紙」と記載がある場合、一部をマスキングの上で写しの送付は可
(具体的な箇所：)
- ☐ マスキングしたあっせん申請書の写しに加え、以下の書類（添付書類）にマスキングの上で写しの送付は可
 - ★ 添付書類の種類
()
 - ★ 対象書類の具体的なマスキング箇所
()